

ひたちなか市 地域クラブ活動ガイドライン

令和8年4月1日

【目次】

- 趣旨、目指す姿
- 地域クラブ活動とは、学校部活動との新旧比較
- 認定制度
- 指導者登録制度
- 実施体制

1. 趣 旨

- 少子化に伴い学校単位での活動が持続困難、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させます。
- スポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障します。
- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させます。
- 教員が授業準備、困難な子どもに対応するなど本務に専念できる環境を整備します。

2. めざす姿

- 気軽に楽しめる活動から競技性の一定程度高い活動など生徒の志向に合った活動環境の整備を目指します。
- 市内中学校に設置されている種目の活動を優先的に整備し、設置されていない種目の活動の整備にも広がっていきます。
- まずは土・日・祝日の部活動の地域展開を進めます。また、その状況を勘案しながら将来的に平日の活動にも展開していきます。

3. 地域クラブ活動

- 地域クラブ活動とは、中学校の部活動に代わる、生徒の心身の健全育成を目的としたスポーツ・文化芸術活動の学びの場です。
- 少年団をはじめ地域の活動単位を基盤として、多様なスポーツ・文化芸術活動環境の整備をめざします。

4. 学校部活動との新旧比較

地域クラブ活動に展開した場合の主な変更点は次のとおりです。

	地域クラブ活動
運営主体	地域の様々な団体
指導者	多様な人材、兼職兼業を希望する教員
参加者	生徒（市内全域が活動範囲）
活動場所	学校施設、地域の諸施設
費用負担	月会費（受益者負担）
保 険	スポーツ安全保険等



学校部活動
学校
教員、部活動指導員、部活動外部指導者
当該校の生徒
学校施設
部費、PTA会費
日本スポーツ振興センター

5. 認定制度

【認定制度とは】

- 生徒が安全で安心して活動できる環境の担保や民間のクラブチーム等との区別の観点から、認定制度を導入します。
- 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として市が認定します。
- 地域クラブが市に申請し、市が次の【認定要件】に合致しているか確認できたら認定します。
- 認定した地域クラブ活動については、活動場所の調整、生徒・保護者への活動の周知などの支援を行います。

【認定要件】

- (1) 参加を希望する市内の中学校に在籍している生徒・市内に在住している生徒を広く受け入れること
(ただし、競技力強化・勝利至上主義の観点から生徒を集めないこと)
- (2) 「ひたちなか市部活動の活動方針」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること：
 - ①週当たり2日以上休養日を設け、1日の活動時間は長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
 - ②年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表していること
- (3) 低廉な参加費等の設定：活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (4) 適切な指導実施体制：
 - ①指導や指導補助、見守り等を行う人材が、暴言・暴力、ハラスメント等を行わない等を誓約する
 - ②市等が定める研修を受講し、ひたちなか市に登録された人材が活動に携わる
 - ③複数人の指導人材が携わる
- (5) 適切な安全確保：
 - ①生徒の発達段階、健康の状態、気温・湿度などを考慮した適切な指導内容や活動時間、休憩時間等を設定していること
 - ②活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い事故防止を徹底
 - ③事故等が発生した際の対応や責任関係等を明確化
 - ④保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
 - ⑤参加者・指導者が保険に加入
- (6) 適切な運営体制：
 - ①規約の整備(目的、役員を選任及び解任、団体の意思決定、入退会参加費等、予算決算の審議承認)
 - ②公正適切な会計処理及び情報開示

6. 認定地域クラブ活動指導者登録制度

【認定地域クラブ活動指導者登録制度とは】

- 地域クラブ活動に参加する生徒が安全で安心して活動に取り組めるよう、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為を防止等を徹底するため認定地域クラブ活動指導者登録を導入します。
- 指導希望者が、市に必要書類を提出し、市が次の【登録要件】を満たしていると確認できたら、指導希望者に研修受講を案内します。指導希望者は研修を受講し、市がそのことを確認できたら認定地域クラブ活動指導者として登録し指導受講者にその旨を通知します。

【登録要件】

- (1) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないことともに、参加生徒同士のこうした行為も許されないことを誓約した者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ①拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
- (3) 市等が定める研修を受講した者

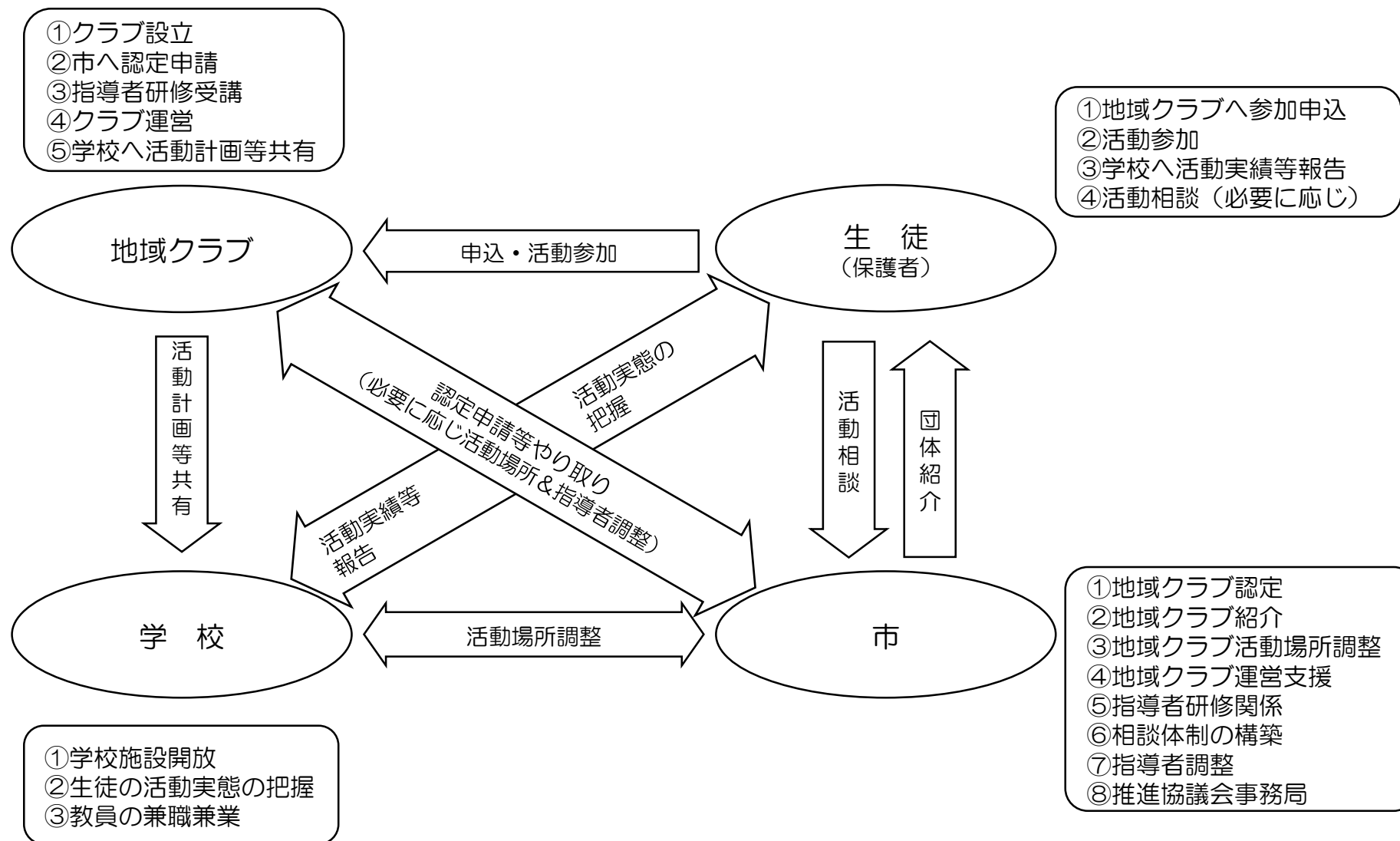
※研修実施者は、市、県、市等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等

※研修内容は、指導者に求められる資質・能力として次の項目を網羅する内容

- ・部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解
- ・指導者としての倫理観や責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正な指導を実施
- ・生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導
- ・生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に実施
- ・保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校と連携を適切に実施

7. 実施体制

地域クラブ活動は、各関係者が協力して実施していきます。



地域クラブ

- (1) クラブ設立
 - ・地域クラブの運営体制（規約、活動場所、指導者等）を調整・整備します。
 - ・規約には次のことを定める必要があります。
 - ①団体の目的
 - ②役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
 - ③総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ④会員の入退会、参加費等に関すること
 - ⑤予算・決算の審議、承認に関すること
- (2) 市へ認定申請
 - ・地域クラブの認定申請を「ひたちなか市地域クラブ認定要領」に基づき行います。
- (3) 指導者の研修受講
 - ・クラブで指導等を行う関係者は、市、県等が実施する研修を受講します。
- (4) クラブ運営
 - ・規約等に基づきクラブ運営・活動を実施します。
 - ・指導者による不適切行為の事案が生じた場合は、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒等から事案の事実確認等を行い、市へ報告します。
- (5) 学校へ活動計画等共有
 - ・クラブの活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校と共有します。
 - ・生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理します。

生徒（保護者）

- (1) 地域クラブへ参加申込
 - ・自身が活動を希望する団体を選択し、その団体に直接申し込みます。
- (2) 活動参加
 - ・活動当日、地域クラブの活動へ参加します。活動場所には、自分自身で行く、もしくは保護者の方の送迎で参加します。
 - ・認定地域クラブ活動における怪我等の対応のため、別途スポーツ等保険に加入します。
- (3) 学校へ活動実績等報告
 - ・大会やコンクール等に参加する、また、した際は、在籍している中学校に報告します。
- (4) 活動相談（必要に応じ）
 - ・地域クラブ活動において、暴言や暴力、ハラスメント等の悩みを抱えた場合は、参加する生徒とその保護者は市の相談窓口にご相談することができます。

学校

- (1) 学校施設開放
 - ・学校に備え付けられている備品等について、認定地域クラブから借用の希望があった場合は、学校の運営および授業等の影響がない範囲で貸し出しに協力します。
- (2) 生徒の活動実態の把握
 - ・在籍している生徒が所属している認定地域クラブと活動方針や指導方針、スケジュール等を共有します。
 - ・在籍している生徒の活動状況や活動実績等を把握します。
- (3) 教員の兼職兼業
 - ・勤務時間外に有償で本人の希望により認定地域クラブで指導等を行う場合は、「ひたちなか市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関するガイドライン」に基づき手続きをする必要があります。

- (1) 地域クラブ認定
 - 地域クラブから認定地域クラブの申請があったら、「ひたちなか市地域クラブ認定要領」に基づき認定要件に合致しているか確認し、確認が取れたら地域クラブとして認定（最長3年間）します。
 - 認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。
 - ①不正な手段等により認定を受けたとき
 - ②指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ③地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき
- (2) 地域クラブ紹介
 - 地域クラブとして認定した団体（以下「認定地域クラブ」という。）を市公式ホームページ等で紹介するとともに、市内小・中・義務教育学校等に周知します。
- (3) 地域クラブ活動場所調整
 - 認定地域クラブから活動場所について相談があったら、市内学校施設を基本として「ひたちなか市学校体育施設開放規則」に基づき認定地域クラブの希望する場所を調整します。
- (4) 地域クラブ運営支援
 - 認定地域クラブから定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により取組状況等を適宜把握し、必要な指導助言等を行います。
- (5) 地域クラブ活動指導者登録
 - 認定地域クラブに参加する生徒が安全で安心して活動に取り組めるよう指導者登録制度を設けます。
 - 認定地域クラブで指導を予定している、または、指導している方から地域クラブ活動指導者登録の申請があったら、「ひたちなか市地域クラブ活動指導者登録要領」に基づき登録要件に合致しているか確認し、確認が取れたら地域クラブ活動指導者として登録（最長4年間）します。
 - 登録指導者による不適切行為を確認したら当該指導者に対して注意等を行います。
- (6) 相談体制の構築
 - 認定地域クラブに参加する生徒やその保護者等から認定地域クラブ活動に関して相談できる体制を整えます。
- (7) 指導者調整
 - 指導者として活動を希望する方を募集します。
 - 認定地域クラブから活動にあたっての指導者の派遣等の相談に応じて、募集した方を紹介します。
- (8) 推進協議会事務局
 - ひたちなか市地域クラブ活動推進協議会の運営を行います。